

認メタ場合ニ之ヲ殺シタ方ガ宜イト云
フコトニナレバ、殺スノニハ、所謂撲殺
デスガ、是ハ何カ此前ニ隔離デモスル
方法ハナイモノニアリマセウカ
○藏川農林省畜産局長 家畜ガ病氣ニ
罹リマシタ場合ニハニツノ方法ガアル
ノデアリマス、即チ第四條ノ第一項ニ
於キマシテ「牛疫、牛肺疫又ハ狂犬病ニ
罹リタル家畜」トアリマシテ、第二項ニ
於テ「牛疫ニ感染シタル虞アル家畜但
シ第七條ノ規定ニ依リ免疫血清ノ注射
ヲ行フモノヲ除ク」トアリマスガ、斯ノ
如キモノハ直ニ殺サナケレバナラヌノ
デアリマス、御承知ノ通ソ此種類ノ病
氣ノモノハ非常ニ感染率ガ高イノデア
リマシテ、其害ガ劇シイモノニアリマ
スカラ、直ニ之ヲ絶對的ニ殺スト云フ
コトニ法規ハ出來テ居ルノデアリマス、
ソレカラ第五條ニ於キマシテ只今申シ
タ如キモノ、外炭疽デアルトカ、氣腫
疽ト云フ如キ病氣ノ種類ヲ列舉シテア
リマスガ、斯ウ云フ種類ノモノニ付キ
マシテハ、其家畜ノ所有者又ハ保管者
ニ對シテ之ヲ殺スコトヲ命ズルコトヲ
シテマスガ、斯ウ云フ種類ノモノニ付キ
得ルト云フコトニ致シマシテ、其時ノ
狀況ニ應ジマシテ、場合ニ依テハ之ヲ
殺シ、又ハ之ヲ殺サズニ濟マスト云フ
方法ヲ講ズルヤウニ規定ガ出來テ居ル
ノデアリマス、例ヘバ牛肺疫ニ付キマ
シテモ、現在ニ於キマシテハ殺スコトヲ
得ト云フヤウニハ條文ニ書イテアリ
スケレドモ、是迄此改正法以前ニ於キ

マシテハ、實際ハ多ク殺シテ居ツタノデ
アリマス、之ヲ改正案ニ於テハ絶對ニ
殺サナケレバナラヌト云フ方法モ講ジ得タ
ノデアリマスガ、實際上ハ之ヲ殺サズ
ニ置クト云フコトハ非常ニ危險デアリ
マシテ、外國等ニ於テハ絕對的ニ殺シテ
居ルノデアリマス、左様ナ次第デアリ
リマスカラ、本改正法ニ於キマシテハ
殺スベシト云フコトニシタノデアリマ
ス、若シ將來ニ於テ牛肺疫等ニ付キマ
シテモ、例ヘバ免疫血清ト云フヤウナ
モノガ出來テ參リマスレバ、之ニ罹ツタ
牛デモ免疫血清ノ注射ヲ行ツタモノハ宣
シトイ云フヤウニナツテ居ルノデアリ
マスガ、現在ニ於キマシテハ牛肺疫ニ
罹ツタモノニ對シテハ、免疫血清ガナイ
ノデアリマスカラ、是ハ絕對ニ殺スベ
シト云フコトニ致シテ居リマス、尤モ
斯ウ云フ處分ヲ致ス場合ニハ、慎重ニ
研究ヲ致シタ結果爲スノデアリマシテ
決シテ輕々ニ殺スヤウナコトハ致サナ
イノデアリマス、病氣ノ疑ガアルモノ
ハ鑑定ノ爲ニ殺スコトガ出來ルト云フ
風ニナツテ居リマスガ、實際ニ於テハ其
所有者ニ對シテノ利害關係ガ頗ル大デ
アリマスカラ、此事務ニ從事シテ居ル官
吏ハ非常ニ心配ヲ致シマシテ、十分調
査シテ其處分ヲシテ居ルノデアリマス、
此點ハ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス
○菅村委員 大正十四年以來牛疫等ニ

○藏川農林省畜産局長　牛ノ傳染病肺膜肺炎、即チ牛肺疫ニ一昨年以來罹リマシタ牛ハ、乳牛ガ非常ニ多イノデアリマス、御承知ノ通り、乳牛ハ普通一ツノ畜舍ニ澤山繫留致シテ居リマスガ爲ニ、傳染スル場合ガ多イノデアリマス、其他役牛、詰リ農牛デアリマスガ、斯云フモノニモ感染ハ致シテ居リマス、併シ是ハ御承知ノ通り一ツノ畜舍ニ澤山居リマセヌカラ、割合ニ少イノデアリマス、從來罹リマシタモノハ成牛ガ多イノデアリマシテ、小サイモノハ割合ニ數ガ少イコトニナツテ居リマス○菅村委員　實際ニ於テ是等ノ病氣ニ罹シタモノハドンナ種類ノモノガ多イノデアリマスカ、「ホルスタイン」トカラ色ミナ種類ノモノガアルノデアリマスガ、ドンナ種類ノモノガ多ク罹リマスカ、ソレカラ家畜ガ是等ノ病氣ニ罹シタ場合ニ、之ヲ殺スニハ其所有者本人ガ届出テカラ殺スノデアリマスカ○藏川農林省畜産局長　大體ニ於テ「ホルスタイン」ノ乳牛ガ多イノデアリマス、日本ノ現在ニ於テハ「ホルスタイン」ガ非常ニ多イノデアリマスガ、要スルニ外國種ノモノハ非常ニ其傳染率ガ多イノデアリマシテ、是ハ外國種ノモノニ對シテハ血清ニ付テ十分進歩シテ居リマセヌシ、而モ從來ノモノヨリモ傳染率ガ多イヤウニ考へラレルノデア

リマス、次ニ家畜ガ病氣一罹フタ場合ニ
殺スノハ、本人ガ届出テカラ殺スノデ
アルカト云フ御尋デアリマシタガ、其
所有者又ハ保管者ハ専門家デナイモノ
デアリマスカラ、其病氣ガ果シテドウ
云フモノデアルカト云フコトヲ疑ヒマ
シテ獸醫ニ掛ケテ見ル、其際獸醫ガ診
斷ヲシテ、是ハドウモ肺疫ダト云フヤ
ウニ決定スルノガ普通デアリマシテ、
所有者又ハ保管者ノ側ニ於キマシテ病
氣デアルト言ッテ届出ルト云フ場合ハ、
甚ダ少イト云フ狀況ニナッテ居リマス
○八田委員長 別ニ御質問ハアリマセ
ヌカ

○志波委員 一寸御尋申シマスガ、警
察官吏又ハ家畜防疫委員ノ指揮ニ從フ
テ、是レヽヽノ病氣ノ家畜ハ殺スベシ
トナツテ居リマスガ、是ハ其所有者ノ承
知ヲ得ナイデ直ニ殺スト云フコトハ出
來ナイノデアリマスカ、此點ヲ御尋シ
マス

○藏川農林省畜産局長 警察官吏又ハ
家畜防疫委員ガ、其所有者又ハ保管者
ヲ指揮シテ殺スノデアリマスガ、本筋
ハ所有者ノ承諾ヲ得テヤルノデアリマ
ス、併シ所有者又ハ保管者ガ之ニ對シ
テ承知ヲシナイ場合、詰リ其義務ヲ履
行セヌ場合ニハ警察官吏又ハ防疫委員
ガ、自分デヤルコトガ出來ルコトニナッ
テ居リマシテ、是ハ此十四條ニ書イテ

アリマス

○志波委員 今日能ク不平ガ起キマス
ノハ、野犬ト間違テ大事ナ犬ヲ殺サレ
タト云フコトニアリマス、アレハドウ
云フヤウニナツテ居ルノデアリマスカ、
十四條ニ依テヤラレルノカ、ソレヲ承リ
タイ、ソレカラ先ノ方ニ行ツテ府縣ガ手
當ヲ支給スルト云フコトガアリマスカ、
詰リ病牛馬ノ足止メヲ爲シタ場合ニ、
生活費ニ充テル爲ニ、府縣ガ其手當ヲ
補給シテ國ガ其何分ノ一カラ與ヘル、
若シ府縣ガ補給シナカツタ場合ニハ、國
ガ單獨ニヤルコトニナルノデアリマス
カ、府縣ガ補給シナイ場合ニハ、全然國
モ亦ヤラナイト云フ趣旨ナンデゴザイ
マスカ

ノ種類デアルトカ、牡デアルトカ、牝デ
アルトカ、或ハ年齢トカ、或ハ毛色トカ
其他特徴ト云フ モノヲ書キマシテ、サ
ウシテ愈誰モソレヲ取リニ來ナイト云
フコトニナツテ、初メテ殺スト云フ規定
ニナツテ居ルノデアリマス、實ハ昨年デ
ゴザイマスガ、東京府下ニ於キマシテ
モ、狂犬病豫防ノ爲ニ犬ノ抑留ヲシタ
コトガアリマス、其際私共モ現場ヘ參
リマシテ見聞シタノデアリマスガ、中
ニハ熱心ナ方ハ偶犬ニ畜犬票ガ無イ
爲ニ押ヘラレタ、サウシテ或ル警察デ
抑留サレテ居ル場合ニ、態電話ナン
カラ御掛ケニナリマシテ、御取返シニ
ナルヤウナ例モアルノデアリマス、數
多イ中デアリマスカラ、或ハ其三日間
抑留シタ中ニ、其犬ガ發見サレヌト云
フヤウナ場合モ生ズルコトガアルノデ
ハナイカト存ジマシテ、此規定ハ嚴ニ
厲行スルヤウニ致シテ居リマス、ソレ
カラ第二ハ今度ノ改正案ノ第二十二條
ノ三ノ問題デアリマシテ、地方長官ガ家
畜ヲ隔離シタト云フヤウナ場合ニ於キ
マシテ、隔離區域内ノ家畜ノ所有者ガ
自活ノ出來ナイト云フヤウナ場合ガア
ル、サウ云フ際ニハ府縣ニ於テ其生活
費ニ對シテ手當金ヲ給スル、是ハ毎日手
車等ヲ挽キマシテ、所謂牛車ノ運送業ヲ
致シテ居ル者ガアルノデアリマスガ、
斯ウ云フ者ノ中ニハ偶病氣ガ其近所
ニ發生致シマシタ爲ニ隔離ヲサレマシ
テ、ソレガ爲ニ牛馬ニ依ル運搬業ガ出

來ナイ爲ニ、實際生活ニモ困ルト云フ
實ノ場合ニ於テハ餘リ大シテナイノデ
アリマス、大抵何トカ云フ方法ニ依テ
自活シ得ルノデアリマスガ、偶自活ス
ルコトガ出來ナイト云フヤウナ場合ガ
生ズル場合ニ、國ト致シマシテ何等之
ニ對スル手當金ヲ給セヌト云フノハ、
穩カデナイト考ヘマシタガ爲ニ、今回
サウ云フ際ニ於キマシテハ北海道地方
費及ビ府縣費ヲ以チマシテ手當金ヲ給
スル、其給シマシタ場合ニ於テハ、其三
分ノ一ハ國庫、詰リ國ガ持タウ、其場合
ハ三分ノ二ハ北海道地方費或ハ府縣費
ヲ以テ持タスト云フコトニ致シマシ
テ、北海道ノ地方費或ハ府縣費ニ於テ
斯ウ云フ支辨ヲ致サヌ時ハ、國ハ支辨
ヲシナイノデアリマス、併ナガラ北海
道ノ當局及ビ府縣ノ當局ガ其管内ニ於
テ、自活ガ出來ナイ者ガアッタ場合ニ支
給セヌト云フコトハナイノデアリマシ
テ、此法律ニ依リマスレバ手當金ヲ交
付スベシト云フコトニナクテ居ルノデ
アリマシテ、若シアリトスレバ交付ス
ベキモノデアリマス、故ニ國ガ三分ノ
一ヲ出スノデアリマス、併ナガラ濫ニ
交付金ヲ出スノデハナイノデアリマシ
テ事實自活スルコトガ出來ナイト云フ
コトヲ見極メマシテ出スノデアリマス
○菅村委員　此評價ト云フノハ評價人
ガヤルト云フノデスガ、評價人ト云フ
ノハドウ云フ人デスカ

○藏川農林省畜産局長 評價人ニ付キ
マシテハ第二十四條ニ規定シテアリマ
スノデ、二十四條ノ一番終リノ所ノ第四
項デアリマス、ソレニハ「第一項ノ評價
額及前項ノ屍體ノ評價額ハ地方長官三
人以上ノ評價人ヲ選定シテ之ヲ定メシ
ム地方長官其ノ評價額ヲ不當ト認ムル
トキハ更ニ三人以上ノ評價人ヲ選定シ
テ之ヲ定メシムルコトヲ得」ト書イテ
アリマシテ、更ニ御手許ニハ配付シテ
アリマセヌガ、家畜傳染病豫防法ノ施
行規則第十四條ニ斯ウ云フ規定ガアリ
マス「家畜防疫委員ハ地方長官其ノ所屬
ノ官吏、吏員若ハ市町村吏員又ハ獸
醫ノ中ヨリ之ヲ命スヘシ」トアリマシ
テ、其次ニ「評價人ハ地方長官其ノ所屬
ノ官吏吏員又ハ市町村吏員及畜產業ニ
經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ選定スヘシ」
トアリマシテ、詰リ地方長官ガ評價人
ヲ選定スル時ハ、部下ノ官吏デアルト
カ、或ハ吏員デアルトカ或ハ市町村吏
員デアルトカ、或ハ畜產業ニ經驗ノア
ル者ノ中カラ選定サレマシテ、公平ニ
判断ヲ致スト云フコトニ相成ツテ居リ
マス

官吏ガ届出ヲ受ケダ場合ハ、ソレベ
規定ガアフテ處理スルコトニナルノデア
リマセウガ、警察官吏ガ其處理ノ方法
ニ付キ指揮ヲスルト云フコトニナフテ居
リマス、サウシマスト警察官吏ハ非常
ニ家畜ノ傳染病ノ豫防其他ニ付テノ知
識ガ餘程アル者デナイト云フト、適當
ナル處置トカ、指揮ガ出來ナイヤウニ
思ヒマスガ、現在ノ警察官吏ガ斯ウ言フ
タ任務ヲ完全ニ爲シ得ルヤウナ程度ニ
ナツテ居ル御見込デアリマスカ、又ソレ
等ニ付テ尙ホ不完全ナ點デモアレバ、
之ニ對シテ何カ補フヤウナ方策デモア
ルノデアリマスカ、ソレヲ伺ヒタイト
思ヒマス

トス得斯ウ云フコトガアツテ、其權限
ガ非常ニ無限ノヤウニナツテ居リマス
ガ、一地方ニ於テ處分ヲスル場合デモ、
長官ノ獨自ノ考デドンヽ處理シテ宜
シイノデアリマスカ、又サウ云フヤウ
ナ場合ニハ上官ノ指揮デモ求メルヤウ
ナ制限ガナインデスカ

○藏川農林省畜産局長 第五條ニ地方
長官ハ傳染病豫防上必要ガアルト認メ
ルトキハ諸般ノ事ヲ命ズルコトガ出來
ルト云フ權限ハ、甚ダ廣イヤウデハナ
イカト云フ御意味アリマシタ、是ハ
勿論地方長官ニサウ云フ權限ヲ與ヘテ
居ルノデアリマシテ、地方長官ノ獨自
ノ考ニ依テ是等諸般ノ施設ヲスルコト
ガ出來ルノデアリマス、併シ一昨年出
テ參リマシタ牛肺疫ノ如キモノニ付テ
ハ、初メテノコトデアリマシタカラ、地
方長官ハ無論本省ト能ク協議ヲ致シマ
シテ、諸般ノ處置ヲ致シマシタ、又從來
アリマシタ病氣ニ致シマシテモ、其病
氣が甚シイトカ云フ場合ハ、無論本省
ト聯絡ヲ取ツテヤツテ居ルノデアリマシ
テ、吾ニノ方デハ斯ウ云フ傳染病ノ發
生シタ場合ハ直ニ電報デ報告ヲ取フテ
居ルノデアリマス、サウンテ少シ怪シ
イト思ヘバ、本省カラ人ヲ出張サセマ
シテ、十分此間ノ聯絡ヲ取ツテ事務ヲ處
理シテ居リマスノデ、之ガ爲メ地方長
官ガ權限ヲ濫用シテヤリ過ギヲシタト
カ云フコトハ餘りナイヤウデアリマス
○手代木委員 第八條ノ初ノ所ニ於テ、

是ハ何デモ彼デモ全部焼却、埋却シナケレバナラヌノデアリマスカ、又或ル程度ニ於テソレ等ヲ肥料製造ノ原料ニ用カ、或ハ皮革等ノ製造工業ノ原料ニ用キルコトガ出來マスカ、其間ノ關係ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○藏川農林省畜産局長 大體ニ於キマシテ屍體ハ所有者又ハ保管者デ燒却又ハ埋却シナケレバナラヌト云フコトガ原則ニナツテ居リマス、併ナガラ或ル場合ニ於テハ此規定ヲ適用致シマセズニ、屍體ヲ燒却、埋却シナクテモ宜シト云フ場合ガアルノデアリマス、其一ツハ第八條ニ書イテアリマス牛ノ傳染性流產又ハ馬、綿羊、山羊ノ疥癬ニ罹リ、又ハ罹リタル疑アル家畜ノ殺屍體ハ燒却、埋却ヲスル必要ガナイノデスカラ、斯ウ云フモノハ特ニ利用ヲ許シテ居ルノデアリマス、此處ニ書イテアリマス第八條ノ第二項ノ一號、二號、三號、四號、五號ト云フモノハ許サレテ居ルノデアリマス、從來ニ於キマシテハ原則トシテ屍體ノ利用ヲ許シテ居ナカッタノデアリマスガ、或ル場合ニ於テハ必シモ燒却、埋却バカリサセナイデモ宜シクハナイカ、例ヘバ傳染病ニ罹リタルノアル家畜デアルトカ、或ハ牛ノ傳染性流產トカ、或ハ馬、綿羊、山羊ノ疥癬ニ罹リ又ハ罹リタル疑アル家畜ノ殺屍體ニシテ、病毒ノ傳播ノ虞ノナイモノト地方長官ガ認メタトキハ、命令ノ

ト云フノガ、今度ノ改正ノ立前デアリ
マス、大體ニ於テ御説ノ如ク家畜ノ殺
屍體等ニ付テ、工業原料等ニスルコト
ハ許シテモ宜シクハナイカト思フノデ
アリマス、唯之ガ爲ニ病毒ヲ散布スルト
云フ虞ガアリマスノデ、サウ云フモノ
ハ餘リ許サヌ方ガ傳染病豫防上徹底出
來ルト云フノデ、ソレヲ原則トシテ、唯
今般五號ニ於テ、或ル場合ニ於テ命令
ノ定ムル所ニ依テ、地方長官ニ病毒ノ
傳播ノ虞ノナイモノヲ許スト云フコト
ニ致シタイト思ツテ居リマス

○手代木委員 第十條ニ「前二條ノ規
定ニ依リ屍體又ハ物品ヲ埋却シタル土
地ハ之ヲ發掘スルコトヲ得ス」トアリ
マスガ、此埋却スル場所ハ指揮ニ從ウ
コトニナツテ居ルノデアリマスカラ、相
當ナ場所ニ埋却スル譯デアリマセウガ、
ソレ等ニ付テ大體ドウ云フヤウナ場所
ニ埋却スルノデアリマセウカ、此案ヲ
見ルト「之ヲ發掘スルコトヲ得ス」トア
リマシテ、恰モ墳墓ト同ジャウニ、殆ド
永久的ニ發掘スルコトガ出來ナイヤウ
ニモ思ハレルノデアリマス、大體ドレ
程ノ期間ガ經ッタラ宜シイノデアリマ
スカ、地方トシテハ或ル場合ニハ其土
地ノ所有者ナリ何ナリガ之ヲ利用スル
場合ニ、非常ナ障碍ヲ生ズルヤウナ場
合ガナイデモナイト思ヒマスガ、是等
ニ付テハ大體ノ期間ト云フヤウナモノ
ガアルノデアリマスカ、又埋却スル場

所ニ付テモ大體ノ御方針ガアルノデア

リマスカ、ソレヲ伺ヒタイ

○藏川農林省畜産局長 屍體又ハ物品

ヲ埋却シタル土地ハ永久ニ發掘ヲ許サ

ヌト云フ趣旨デハナイノデアリマシテ、

大體相當ノ期間ヲ經過スレバ地方長官

ニ於テ之ヲ許可スルコトニ致シタイト

思ヒマス、或ル病氣ニ付テハ何年、或

病氣ニ付テハ何年ト、斯ウ規定シタラド

ウカト云フ說モ、實ハ私ノ方ノ協議ノ

時ニモ種々攻究致シタノデアリマスガ、

實際斯ウ云フ期間ヲ學問的ニ書クト云

フコトハ不可能デアリマシテ、是等ハ

地方長官ニ於テ適宜ニ裁量シタ方ガ運

用ニ適スルノデハナイカト云フコトデ

斯ウ致シマシタ、又此屍體又ハ物品ヲ

埋却スル場所ハ邊鄙ナ處デアリマシテ、

左程傳染ノ虞ガナイコトニシタイ、家

畜傳染病豫防法施行規則ト云フ省令ガ

出テ居リマスガ、其第八條ニハ「屍體又

ハ物品ノ燒却又ハ埋却ハ人家、飲料水、

河流又ハ道路ニ接近セザル場所ニ於テ

之ヲ爲スヘシ」前項ノ埋却ヲ爲シタル

場所ハ之ヲ標示スヘシ」と云フ規定ガ

アリマシテ、餘リ人家ト密接シナイト

云フ處ナラバ無論差支ナイノデアリマス、永久ニ土地ノ利用ヲ防害スルト云フコトハ宜シクナイコトデアリマスガ故ニ、地方長官ニ於テ適宜裁量シテ行

クコトニシタイト存ジテ居リマス
○手代木委員 今ノニ關聯シテ御尋シ
マスガ、埋却スル場所燒却スル場所ハ、

地方ノ狀況ニ依テ一樣ニハ行キマスマ

イガ、大體此村デハ此處トカ、或ハ此郡

デハ此處トカ云フヤウナ風ニナルノデ

ウ云フ場合ニ於キマシテハ、地方長官

ハ其狀況ヲ審ニ調查致シマシテ、事實

モ宜シイノデアリマシテ、時ト處ノ宜

シキニ從ヒマシテ適宜定メテ行キタイ

ト存ジテ居リマス

○手代木委員 此第二十二條ノ三デス

ガ「地方長官ハ第三條第一項ノ處置又

ハ第十六條第一項ノ命令ニ因リ自活ス

ルコト能ハサルニ至リタル者ニ對シ」

トアリマスガ、自活スルコト能ハザル

ニ至リタル者ト云フノハ、ドウ云フ程

度ニ至ツタナラバ自活スルコトガ出來

ナイ者ト云フカ、其標準デアリマスガ、

私ノ素人考デ思フノニハ、此判定ハ甚

ダ困難ナ問題デアルヤウニ思ハレルノ

デアリマス、例ヘバ牛ヲ三十頭持テ居フ

タ者ガ、此處分ヲシタ爲ニソレデ自活

スルコト能ハザルニ至リタル者、七分

ダケハ自活出來ルケレドモ三分ハ足リ

ナイト云フヤウナ分量的ノ問題ガ茲ニ

云フコトニ付テハドウ云フコトニ依テ

起ツテ來ルト思フノデアリマスガ、サウ

ガ能ク徹底シテ行ハレルト云フコトニ、

コトニナレバ、進ンデ廢棄トカ處分トカ

自然生ズル虞ガアルト思フノデアリマ

ス、此手當ナルモノヲ相當ニ與ヘテ行ク

マシテサウ云フ際ニハ手當金ヲ交付ス

ルト云フコトニ改正シタイト存ジテ居

リマス、今般御承知ノ如キ趣旨ニ依リ

マシテサウ云フ際ニハ手當金ヲ交付ス

ルト云フコトニ改正シタイト存ジテ居

リマス、此手當ナルモノヲ相當ニ與ヘテ行ク

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

居リマシテ、地方長官ハ事實斯ノ如キ

コト能ハザルニ至リタル者デアルカト

云フ判定ハ甚ダ困難デアリマス、唯サ

シ、又其査定ニ付テモ只今ノ政府委員

ノ御説明デモ判定ニ困難ダト云フコト

デ、困難ダト云フコトニナルト自然不

利益ヲ見ルコトガ多イト思フノデアリ

マス、嚴重ナ評價ヲ加ヘラレテ、ソレノ

又何分ノ一トカ云フ割合ニナッテ來ル

ルコトニナルト思フノデアリマスガ、

ノデアリマスカラ、自然少ク給與サレ

ス、之ヲドウ云フ場合ニ限ルト云フコ

トヲ明文デ書クトカ云フコトハ、却テ事

ノ宜シキニ適シナイデハナイカ、地方

ノ事情ニ依テ地方長官ガ其土地ノ入ノ

意見ヲ能ク聽キ、其狀況ヲ十分調査シ

テ裁定スルト云フ方ガ適當デアル、斯

ウ考ヘマシテ此條文ハ入レタノデアリ

マス

○手代木委員 私ハ此傳染病豫防ノ實

績ヲ舉グル上ニ付テモ此條文ハ餘程關

係ノ深イモノダト思フノデアリマス、

矢張是ハ皆一種ノ財產デアリマシテ、

之ニ對シテ處分ヲ行フコトデアリマス

カラ、處分ヲ怠ルトカ、或ハ成ベク隱蔽

デモシヤウト云フヤウナコトガ、人情上

自然生ズル虞ガアルト思フノデアリマ

ス、此手當ナルモノヲ相當ニ與ヘテ行ク

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

居リマシテ、地方長官ハ事實斯ノ如キ

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

居リマシテ、地方長官ハ事實斯ノ如キ

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

居リマシテ、地方長官ハ事實斯ノ如キ

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

業ノ發達ナドノ上カラ考ヘテモ、成ベ

ク多クノ手當ヲ給スルヤウナコトニ

シ、又其査定ニ付テモ只今ノ政府委員

ノ御説明デモ判定ニ困難ダト云フコト

デ、困難ダト云フコトニナルト自然不

利益ヲ見ルコトガ多イト思フノデアリ

マス、嚴重ナ評價ヲ加ヘラレテ、ソレノ

又何分ノ一トカ云フ割合ニナッテ來ル

ルコトニナルト思フノデアリマスガ、

ノデアリマスカラ、自然少ク給與サレ

ス、之ヲドウ云フ場合ニ限ルト云フコ

トヲ明文デ書クトカ云フコトハ、却テ事

ノ宜シキニ適シナイデハナイカ、地方

ノ事情ニ依テ地方長官ガ其土地ノ入ノ

意見ヲ能ク聽キ、其狀況ヲ十分調査シ

テ裁定スルト云フ方ガ適當デアル、斯

ウ考ヘマシテ此條文ハ入レタノデアリ

マス

○手代木委員 私ハ此傳染病豫防ノ實

績ヲ舉グル上ニ付テモ此條文ハ餘程關

係ノ深イモノダト思フノデアリマス、

矢張是ハ皆一種ノ財產デアリマシテ、

之ニ對シテ處分ヲ行フコトデアリマス

カラ、處分ヲ怠ルトカ、或ハ成ベク隱蔽

デモシヤウト云フヤウナコトガ、人情上

自然生ズル虞ガアルト思フノデアリマ

ス、此手當ナルモノヲ相當ニ與ヘテ行ク

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

居リマシテ、地方長官ハ事實斯ノ如キ

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

居リマシテ、地方長官ハ事實斯ノ如キ

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

居リマシテ、地方長官ハ事實斯ノ如キ

マシテハ「其ノ生活費ニ充テル爲メ手

當金ヲ交付スヘシ」ト云フ命令ニナクテ

ナ手當金ハ交付スルヤウニシヤウ、併
ナガラ餘リニ手當金ヲ澤山ニ出スト云
フ譯ニハ無論參ラヌノデアリマシテ、
最モ必要ナル限度ニシカ與ヘラレヌ、
此場合ニ於キマシテ第二十二條ノ三ノ
第二項ニ書イテアリマスガ、「前項ノ手
當金ハ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ
一先ヅ北海道地方費又ハ府縣費デ以テ
金ヲ出スコトニ致シマシテ、而シテ更
ニ勅令ヲ出シマシテ、勅令ニ基キマシ
テ、此手當金ノ額ノ三分ノ一ヲ國家ガ持
チ、三分ノ二ヲ道府縣ガ持ツコトニ致ス
見込デアリマス、手當金ハ所謂全額デア
リマスルガ、其全額ハ必要ナル限度ノ全額
デアリマシテ、他ノ家畜ヲ殺シタ場合ニ五
分ノ四ヲ與ヘルト云フヤウナ書方ト、少
シ違ヘテアリマスカラ御承知ヲ願ヒタイ
○鹽田委員 今ノ費用ノ分擔又ハ手當
金ノ支給ハ、實績ヲ擧ゲマス上ニ重要
ナル點デアルト思ヒマスガ、前ニ御説
明ヲ戴イテ居ルカモ知レマセヌガ、私
缺席シテ居リマシテ詳細伺ヒ兼ネマシ
タカラ、只今手代木君カラ御尋致シマ
シタ二十二條ノ三ハ了解致シマシタケ
レドモ、二十二條ノ二以下手當金ノ支
辨ノ所ノ關係條文ハ大分複雜シテ居リ
マシテハマダ了解シテ居ラヌ所ガアリ
マスカラ、取摘要ニ御説明ヲ御願ヒシ
タイト思ヒマス

○鹽田委員 前ノ地方費ノ分擔方ノ二
十二條モアリマス
○藏川農林省畜產局長 二十二條ノ方
カラ申シマス——第二十二条ノ二ヲ申
上ゲタイト思ヒマス、此規則ハ現行法
ノ第十四條第二項ヲ持テ來タノデア
リマス、第十四條第二項ハ御手許ニ配
付致シテアル中ニアリマスルガ、第十
四條ノ第二項ニ於キマシテハ第五條第
二項又ハ十四條ノ場合ニ於テ書イテア
リマスノハ、家畜ヲ殺スコトヲ命ジタ
ト云フヤウナ場合ニ、所有者又ハ保管
者ガ其義務ヲ履行シナイト云フ場合ニ
於テハ、警察官吏又ハ防疫委員ガ之ニ
代テ之ヲ殺スト云フコトニナリマス、
第十四條ノ場合ト申シマスノハ、矢張
サウ云フ義務ヲ履行シナイト云フ場合
ニ於テ、警察官吏又ハ家畜防疫委員ガ
代執行ヲスル、其場合ニ於キマシテ代
執行ヲスル費用、家畜ヲ殺スト云フヤ
ウナ費用ハ、北海道地方費カ或ハ府縣
費ヲ以テ金ヲ出セ「支辨スヘシ」ト云フ
ノハ金ヲ出セト云フ意味デアリマス、
一應北海道地方費又ハ府縣費デ以テ其
費用ヲ出スガ第二項ノ規定ニ依リマシ
テ「前項ノ費用ヲ支辨シタル者ハ第二
十三條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ノ定
ムル所ニ依リ箇人ノ負擔ニ屬スル費用
ヲ其ノ箇人ヨリ徵收スルコトヲ得」ト
書イテアリマシテ、一旦官吏ガ代執行
ヲ致シマス場合ニハ、其費用ハ北海道
地方費トカ或ハ府縣費デ以テ之ヲ支辨
ハ致シマスガ、箇人ノ負擔ニ屬スル費
用ハ其箇人カラ更ニ其府縣ガ徵收スル
ト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、
カト申シマスト、家畜ヲ牽付ケル費用
デアルトカ、家畜ヲ殺ス費用デアルト
カ、斯ウ云フヤウナ費用デアリマシテ、
箇人ノ負擔ニ屬スル費用ハドンナモノ
ト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、
カト申シマスト、家畜ヲ牽付ケル費用
デアルトカ、家畜ヲ殺ス費用デアルト
カ、斯ウ云フヤウナ費用デアリマシテ、
箇人カラ取テ宜シトイト云フ規定デア
リマス、第二十二条ノ二ノ第一項ニ但
道地方費デ以テ立替ハスルガ、後カラ
用ダカラシテ、一旦ハ府縣費或ハ北海
道地方費デ以テ立替ハスルガ、後カラ
箇人カラ取テ宜シトイト云フ規定デア
リマス、第二十二条ノ二ノ第一項ニ但
書ガゴザイマスガ「但シ前條ノ規定ニ
依リ検疫官吏第十四條ノ事項ヲ行フ場
合ニ於テハ國費ヲ以テ之ヲ支辨スヘ
シ」是ハ新シイ條文デアリマシテ、詰リ
此條文ハ検疫ノ際ニ移入スルトカ、或
ハ是ガ病氣ニ罹ラタ場合ニ殺スコトヲ
タル者ガ殺スコトヲシナイト云フヤウ
ナ場合ニ於キマシテハ從來ハ北海道地
方費又ハ府縣費ヲ以テ一旦立替ヘマシ
テリマシテ處分ヲ致スノデアリマス、
タル者ガ殺スコトヲシナイト云フヤウ
ナ場合ニ於キマシテ居ラタノデアリマスル
ガ、檢疫官吏ハ官制ガ改マリマシテ、從
來ハ内務省ノ所管デアリマシタモノ

ガ、此頃ハ大藏省ノ所管ニ移ツテ居ルノ
デアリマス、大藏省ノ所管ニ移ツテ居ル
ニ、其金ハ内務省ノ所管ノ北海道ノ地
方費ヤ府縣費ヲ以テ一旦立替ヘテ置イ
テ、サウシテソレ又箇人カラ取ルコ
トハ實際不都合デアリマシテ、偶檢
疫所ガ或府縣ニ在ルガ故ニ、其費用ノ
立替ヲ其地方ニサスコトハ不合理デア
リマスシ、實際上手續繁多ニシテ不
都合デアリマス故ニ、今回此ノ改正案
ニ於テサウ云フ場合ニハ北海道地方費
ダトカ或ハ府縣費ガ立替ヘズニ、國費
ヲ以テ之ヲ支辨スル、サウシテ實際箇
人ノ負擔ニ屬スル部分ハ從來ノ通りニ
矢張箇人カラ徵收スルト云フコトニ致
シタノデアリマス、第二十二條ノ二ノ
一項二項ハソレデ説明ヲ致シタ積リデ
アリマスルガ、第三項ニ於キマシテハ
新シク作ツタ條文デアリマシテ「前項ノ
規定ニ依リ第一項但書ノ規定ニ依ル費
用ヲ徵收スル場合ニ於テハ國稅徵收法
ヲ準用ス前項ニ規定スル徵收金ノ先取
特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス」ト
致シマシタノハ、サウ云フ場合ニ檢疫
官吏ガ費用ヲ立替ヘテ處分ヲ致シタ
—國費ヲ以テ支辨致シマシタ場合ニ、
所有者ガ其費用ヲ出サナイト云フ場合
ニ於テハ、國稅徵收法ニ依リマシテ其
費用ヲ取立テルコトハ、徵收金ノ先取
特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトスト致
シタノデアリマス、サウスルト府縣ノ

場合ニハドウナルカト云フ御疑ガアル
カト思ヒマスガ、府縣ノ場合ニ於キマ
シテハ府縣制又ハ北海道地方費——府
縣制ニ依リマシテ、サウ云フ場合ニ府
縣稅ト同シ強制徵收方法ガアルノデア
リマス、故ニ夫等モ規定セズニ置キマ
シタ、北海道地方費ニ於テモ矢張強制
方法ガアルノデアリマスカラ、此處ニ
二十二條ノ二ノ第三項ト致シマシテ
ハ、國ノ場合ダケヲ規定致シタ趣旨デ

アリマス、別ノ場合デアリマス
○鹽田委員 二十四條ノ場合ヲ一ツ御
説明ヲ願ヒマス
○藏川農林省畜産局長 第二十四條ハ
家畜ヲ殺シタト云フヤウナ場合ニ於キ
マシテ、家畜又ハ物品所有者ニ對シテ
手當金ヲ交付スル規定ヲ致シテ居リマ
ス、手當金ヲ交付スル場合ハ四ツノ場
合ガアリマシテ、第一ノ場合ハ傳染病
ニ罹ツテ殺シタル家畜、サウ云フモノニ
對シテハ、評價額ノ三分ノ一ヲ與ヘル、

テアリマス、隨テ評價額ノ最高額モ亦高
イ譯デアリマス、第三號ハ牛疫ソレカラ牛肺
疫又ハ口蹄疫ニ感染シタル虞ガアル家
畜デ、而シテ之ヲ殺シタ家畜ト云フノガ
主ナルモノデアリマシテ、牛肺疫又ハ口蹄
疫ニ感染シタル虞アル家畜ニ付キマシ
テ、牛肺疫ハ既ニ緊急勅令ニ入ツテ居ツ
タノヲ根本的ニ統一スル譯デアリマス
ガ、口蹄疫ダケハ新シク入レタノデア
リマス、此場合ニハ詰リ牛肺疫ニ罹リ
タル家畜デ、今迄同一畜舎ニ居ツタ、同

ニ依テ免疫豫防液ヲ注射シテ藥液注
射ヲシタル爲ニ殺シタ家畜ハ、元々病
氣ニナルマイト思ッテ、サウ云フ手術ヲ
致シマシテ、却テ死ンダト云フ場合ニ
ハ氣ノ毒デアリマスカラ、是ハ五分ノ
四ヲ交付スルト云フノデ、評價額ノ五
分ノ四ト云フ規定ガアルノデアリマ
ス、次ニ第四號ノ規定デアリマスガ、第
九條ノ規定ニ依リ警察官吏又ハ家畜防
疫委員ノ指揮ニ從フテ物品ヲ燒却シタ
リ埋却シタリスル場合ニハ、或ハ十四

○鹽田委員 ソレカラ「十二條ノ三ニ
「地方長官ハ第三條第一項ノ處置」トア
リマスガ、第三條ノ一項ハドウ云フ場
合デアリマスカ

○藏川農林省畜産局長 第二條ノ御一
項ト申シマスルノハ、家畜ヲ隔離スル
ト云フヤウナ場合ヲ言ッテ居リマス
ハ異ル場合デスカ

○藏川農林省畜産局長 異ル場合デア
リマシテ、第三條ヲ詳シク申シマスト、
家畜ガ傳染病ニ罹リ、又其疑ガアルト
云フヤウナ場合ニ於キマシテ、所有者
若クハ保管者、又家畜ヲ搭載スル船車
ノ船長、警察官吏、防疫吏員ノ指揮ニ
從テ、直ニ之ヲ隔離スルカ或ハ其他傳
染病豫防上ニ必要ナル處置ヲシヤウト
斯シ云フ規定デアリマス、第十六條ノ
傳染病豫防ニ必要ノ場合ニ一區域一定
ノ所ニ出入ヲスルコトヲ止メル場合デ

コトニナツテ居リマシテ、評價額ノ三分
ノ一ト此所ニ書イテアリマスガ、是ハ
別ノ勅令ヲ特ヘマシテ、即チ第二十四
條ノ第一項ノ但書デ「勅令ノ定ムル最
高額ヲ超ユルコトヲ得ス」ト書イテア
リマス、勅令ニ於テ定メルト云フ意味
デアリマス、例ヘバ牛馬ニ付キマシテ
ハ此第一號ノ場合ニ於キマシテハ、二
百五十圓迄シカ與ヘナイト云フコトニ
ナツテ居リマス、次ニ第二號デアリマ
スガ、第二號ハ病氣ノ疑ガアル場合ニ、
其病性ヲ鑑定スル場合ニ於キマシテ、
其殺シタル家畜ノ評價額ノ五分ノ三ヲ
交付スル、即チ第一號ニ於テハ病氣ニ
罹リタル家畜、第二號ハ病氣ニ罹リタ
ル疑ガアル家畜デ、病性ヲ鑑定スル爲
ニ殺スヤウナ場合ノ家畜ニハ、手當ト
シテ五分ノ三交付致シマシテ而シテ勅
令ノ最高額ヲ超ユルコトハ出來ナイ、
牛馬ニ付キマシテハ四百五十圓ト決メ

フ家畜ニ付キマシテハ、實際病氣ニ罹ル
テ居ルノデモナイカラ、評價額ノ五分ノ
四ヲ交付スル、此五分ノ四ト致シマス
ル結果、又最高額モ牛馬ニ付キマシテ
ハ六百圓ト云フコトニ致シテ居リマス、
此第三號ニ於キマシテハ牛疫、牛肺疫
又ハ口蹄疫ニ感染シタル虞ガアツテ、所
有者自ラ殺シタル場合ガ第四條ノ場合
デアリマス、第五條ト書イテアルノハ
地方長官ガ代リニ殺シタル場合、第十四
條ト云フノハ代理執行ヲシタ場合ト云
フ風ニナッテ居リマス、其次ニ第七條ノ
規定デ、豫防液ノ注射ヲシ傳染病ニ罹ル
テ殺サレタル家畜モ矢張五分ノ一ヲ
シタガ爲ニ病氣ニ罹ルテ殺シタル場合
ハ、泡ニ氣ノ毒ニアリマスカラ矢張五
分ノ四デアリマス、又第七條ノ規定

却シタリ埋却シタリスルヤウナ物品ニ
付キマシテハ、評價格ノ二分ノ一ヲ交
付スル、併シ總額ニ於キマシテ三十圓
ト云フコトヲ勅令デ以テ限定ヲ致シテ
居リマス、デ家畜ノ手當等ニ付キマシ
テ、手當金ヲ交付致シマス場合ハ、以上
ノ四ツノ場合デアリマス、更ニ一枚メ
クリマシタ所ニソレニ對スルコトガ別
ノ箇條ニアリマスカラ、序ニ申上ゲタ
方ガ宜イト思ヒマス、第二項ニ於キマ
シテ「前項ノ手當金ハ輸入又ハ移入ニ
付検疫ヲ施行スル場合ニ於テハ前項第
一號ニ規定スル家畜ニ付テハ之ヲ交付
セス」ト書イテアリマスノハ、新シイ條
文デアリマシテ、從來ハ内地ニ於キマ
シテ、家畜ガ病氣ニ罹テ殺ス場合、感
染スル虞ガアル、家畜ヲ殺ス場合ニハ、
手當金ヲ交付致シマスガ、外國カラ輸
入サルル場合トカ、或ハ朝鮮等カラ移
入スル場合ニ於キマシテハ、手當金ハ

ニ依テ 免疫豫防液ヲ 注射シテ 藥液注
射ヲ シタル爲ニ 犀シタ 家畜ハ、元々 病
氣ニナルマイト思ッテ、サウ云フ 手術ヲ
致シマシテ、却テ死ンダト云フ 場合ニ
ハ 氣ノ毒デアリマスカラ、是ハ五分ノ
四ヲ 交付スルト云フノデ、評價額ノ五
分ノ四ト云フ 規定ガアルノデアリマ
ス、次ニ 第四號ノ規定デアリマスガ、第
九條ノ規定ニ依リ 警察官吏又ハ 家畜防
疫委員ノ指揮ニ從フテ 物品ヲ 燒却シタ
リ埋却シタリスル場合ニハ、或ハ十四
條ノ規定デ代理執行ヲ致シマシテ、燒
却シタリ埋却シタリスルヤウナ 物品ニ
付キマシテハ、評價格ノ二分ノ一ヲ 交
付スル、併シ 總額ニ於キマシテ三十圓
ト云フコトヲ勅令デ以テ 限定ヲ致シテ
居リマス、デ 家畜ノ手當等ニ付キマシ
テ、手當金ヲ 交付致シマス場合ハ、以上
ノ四ツノ場合デアリマス、更ニ一枚メ
クリマシタ所ニソレニ對スルコトガ別
ノ箇條ニアリマスカラ、序ニ申上ゲタ
方ガ宜イト思ヒマス、第二項ニ於キマ
シテ「前項ノ手當金ハ輸入又ハ移入ニ
付検疫ヲ施行スル場合ニ於テハ前項第
一號ニ規定スル 家畜ニ付テハ之ヲ 交付
セス」ト書イテアリマスノハ、新シイ條
文デアリマシテ、從來ハ内地ニ於キマ
シテ、家畜ガ病氣ニ罹リテ殺ス場合、感
染スル虞ガアル、家畜ヲ殺ス場合ニハ、
手當金ヲ 交付致シマスガ、外國カラ輸
入サルル場合トカ、或ハ朝鮮等カラ移
入スル場合ニ於キマシテハ、手當金ハ

一切交付シテ居ラナカタノデアリマス、併ナガラ朝鮮トカ或ハ臺灣ト申シマシテモ所謂日本ノ領土内デアリマス、而シテ牛等ヲ移入スル場合ハ、矢張日本人ガ移入致シテ居ルノデアリマス、又朝鮮ト申シマシテモ朝鮮其モノガ矢張日本ノ領土デアリマスカラ、斯ウ云フ場合ニ一切手當金ヲ交付シナイト云フノハ少シ穩ナラヌト考ヘマシテ、又外國カラ輸入スル家畜ニ付キマシテモ、御承知ノ通リ日本ノ現狀ニ於キマシテハ、サウ多ク外國カラ入ルノデハナイノデアリマス、歐羅巴地方カラ入リマスノハ主トシテ種馬デアルトカ、非カ、種牛デアルトカ乳牛デアルトカ、非常ニ優良ナモノヲ入レテ居リマス、斯ウ云フモノガ内地ニ這入ル際ニ検疫ヲ受ケマシテ、其檢疫ノ爲ニ偶病氣ノ鑑定ノ爲ニ死ンダ場合ニ、一文ノ金モ交付シナインハ穩ナラヌ、輸入又ハ移入ノ場合ニ於キマシテ、多少ノ手當金ヲ交付スルコトニ致シマシタ、唯茲ニ申上ゲタイノハ、第二項ノ前ノ規定ハ輸入又ハ移入ニ付検疫ヲ施行スル場合ニ於テ家畜及物品ニ付テハ之ヲ交付セズト致シマシタノハ、外國カラ入タ牛トカ朝鮮カラ入タ牛トカ、病氣ニ罹ッタモノ、ソレ迄ニ手當金ヲ交付スルノハ如何ナモノデアルカ、病氣ニ罹ラナクテ而シテ病氣ノ鑑定ノ爲ニ殺スト云フノハ——病氣ニ罹ラタ虞ガアルト云フ場合ニ殺スノハ、潤ニ氣ノ毒デアルカ

ラ多少手當金ヲ交付スル、病氣ニ罹ラタモノヲ若シ手當金ヲ交付スルトスレバ、結局病氣ノ牛ガ入ッテ來ル虞ガアリマシン、ソコマデ手當金ヲ交付スルノハ過ギタモノデハナカラウカト考ヘマシテ、第一號ノ場合ダケハ手當金ヲ交付致シマセヌ、併シ第二號乃至第四號即チ病氣ノ鑑定ノ爲ニ殺ス、或ハ感染ノ虞アルガ爲ニ殺ス、或ハ物品ト燒却埋却スル——物品ト申スト即チ牛馬ノ飼糧デアリマスガ、サウ云フモノヲ燒却却埋却スルト云フ場合ニ於キマシテハ、内地ニ於テヤル場合ノ二分ノ一ヲ出サシ、例ヘバ病氣鑑定ノ爲ニ殺ス場合ハ、評價額ノ五分ノ三分ノ二分ノ一分ノ一即チ五分ノ二ヲ出ス、内地ニ於テハ評價額ノ五分ノ四ヲ出スコトニシテアリマスガ、檢疫ノ場合ニ於キマシテハ二分ノ一ヲ支給スル、何故半額ヲ支給スルカト申シマスト、從來マデハ此場合ニ於キマシテハ毫モ金額ヲ交付シナカクタノデアリマスガ、唯今回ハ多少斯ウ云フ場合ニ於テモ交付スル方ガ穩カデアル、又検疫ヲ徹底スル上ニ於テ便宜デアルト考ヘマシタ爲ニ、交付致スノデアリマシテ、之ヲ内地ノ場合ト同ジニシタイト存ジテ居リマスノデ、經費ハ約七千六百圓程度ノ金額デアリマス、御承知デアリマセウガ、此金額ハ初カラ豫想シ得ザル金額デアリマス、シテ置キマシテ、要レバ幾ラデモ國庫

第三項デアリマス、第三項ハ今回ノ改正ニ於キマシテ第八條第二項第五號ニトスレバ、結局病氣ノ牛ガ入ッテ來ル虞ガアリマス、ソコマデ手當金ヲ交付スルノハ過ギタモノヲ殺シタ場合ト、全ク四號即チ病氣ノ鑑定ノ爲ニ殺ス、或ハ感染ノ虞アルガ爲ニ殺ス、或ハ物品ト燒却却埋却スルト云フ場合ニ於キマシテ例ヘバ皮ヲ利用スルト云フトキニ、皮ガ大變高ク賣レルト云フヤウナ事ガアリマシテ、只今申シタ手當額ト較ベマスルト、實際其家畜ノ價額ヨリ好クナル場合ガアルカモ知レマサヌ、好クナル場合ニ於テハ、其超過スル差額ダケハ手當金カラ控除スルト云テ居リマスガ、ソレノ二分ノ一即チ五分ノ二ヲ出スコトニシテアリマス、第四項ハ評價額ノ決定ハ誰ガスルカ……〔鹽田委員〕其方ハ宜シウゴザイマス」と呼フ」

○八田委員長 一寸伺ヒマスガ、此賠償ノ金額デスナ、政府ノ豫算ハドノ位ノ金額デスカ

○八田委員長 一寸伺ヒマスガ、此賠償ノ金額デスナ、政府ノ豫算ハドノ位ノ金額デスカ

○藏川農林省畜產局長 此豫算額ハ昭和二年ノ追加豫算ト致シマシテ要求致シタイト存ジテ居リマスノデ、經費ハ約七千六百圓程度ノ金額デアリマス、御承知デアリマセウガ、此金額ハ初カラ豫想シ得ザル金額デアリマス、見込ガ著カヌ金額デアリマス、ソコハ計上シテ置キマシテ、而シテ是ハ補充費トカト考ヘマシテ、一分ノ一ヲ與ヘルトカラ出ルト云フモノデアリマスガ、サウ云フコトニ致シタノデアリマス、次ニウハ要ラザル積リデアリマス、無論先づ茲ニ計上シテ補充費トシテ必要ナル限度ヲ支給スルト云フ事ニ致シタイト思ヒマス

○八田委員長 本日ハ是デ打切リマシテ、此次ニ開キマシテ本法案ハ牧野法案ト一緒に決定致シタイト思ヒマス、モウ一回御集會ヲ煩シマス、本日ハ是デ散會致シマス

午後零時五分散會